

第2号様式（第12条関係）

令和2年度 第2回大和市情報公開審査会 会議要旨

- 1 日 時 令和2年11月9日（月） 午前10時00分から午後0時24分
- 2 場 所 大和市役所本庁舎 5階 委員会室
- 3 出席者 大津浩会長、坂田淳一委員、鈴木健次委員、鈴木珠恵委員、福永清貴委員
- 4 傍聴人数 0人（非公開）
- 5 次 第

(1) 議 題

- ① 行政文書非公開決定に対する審査請求について（継続審議）No.192 案件
【市民経済部 市民課】
- ② 行政文書非公開決定に対する審査請求について（継続審議）No.194 案件
【街づくり計画部 街づくり推進課】
- ③ 行政文書非公開決定に対する審査請求について（諮問）No.195 案件
【街づくり計画部 街づくり推進課】

6 議事要旨

(1) 議 題

- ① 行政文書非公開決定に対する審査請求について（継続審議）No.192 案件
【市民経済部 市民課】

会 長 事務局から説明があったが、表現の自由、その派生原理である知る権利も内在的制約による制約はあるけれども、権利濫用の法理が一切使われないということは勿論ないわけである。私人間同士の権利濫用の問題に比べれば、対行政との関係ではやむにやまれぬ必要性がある場合の是非とも必要な最小限度の規制にとどまっているかどうかという観点から審査せざるを得ない。

その意味で権利濫用の法理というものは、民間人同士の場合よりも適用されることが慎重でなくてはいけない。本件に関しては最小限度になっているかという点で議論は成り立ち、やむにやまれぬ必要性は十分にあるような気がする。その点は、あまり軽く内在的制約であるから制限しても仕方がないというのはいかがかと思った。

委 員 害意を推認する事実がかなり出てきたので、権利濫用適用を認めたい。結論としては権利濫用事例に当たると考えた。

害意のところ、権利濫用法理についての主観的要件、客観的要件についてきちんと調べてあると思う。害意を認定するに当たっての主観的要件であるので、審査請求人との窓口対応報告書は重要な証拠であり、訴訟においても間接事実

として害意を推認するのに役立つと感じた。

会 長 主観的要件に関連して審査請求人によって害意のある発言がなされたことは間接事実として証拠になりうるかと思うが、相手方からするとこれは自分の本意ではないという反論も予想される。平成26年から始まって令和2年9月までさまざまな発言が抜き出されているが、窓口で対応した当日あるいは翌日に記録したものか。

事 務 局 対応した職員が聞いた発言を当日中ないし翌日に書き起こしたものである。記憶が鮮明な内に作成したものであるので、証拠としての信用性は高いものとする。

委 員 審査請求人はどのような人物か気になっていたが、発言記録を見てこんなひどいことがあったのかと思った。結論は非公開でよいと思う。

会長は、繰り返し請求したこと、同じものを請求したことについては触れず、論拠にせず審査請求人の言動に絞って結論を出したほうがよいという考えか。

会 長 そうではない。審査請求人の繰り返しの請求に関しては、認められないという手段を使うことにやむにやまれぬ是非とも必要な最小限の規制手段になりうると思っているが、審査請求人がこういう意図で今後も繰り返す場合、懸念するのは今後もこの審査請求人の請求はこういう意図を持っているからと常に非公開とするのか。そこが分からない。

その理屈をしっかりとしないと、害悪、市の業務を妨害しようという害悪がいかにあろうとも、どんな意図を持っていても、情報公開請求権という権利は権利であるから、やり方そのものが明らかに権利濫用になるようなやり方を執らない限りは受け付けて情報公開しなければならない。

今回に関しては繰り返し請求であり、しかも補正を要請したのにそれに応じないので、今回の請求は権利濫用が明らかなのでやめるように言えると思うが、今後も同じ意図を持って繰り返すことに関して、あなたはそういう意図を持っている人だから駄目だとは言えないと思う。やはりこうした請求は駄目であるという何らかの基準を設ける必要があると思う。

事 務 局 権利濫用法理は害悪、すなわち主観的要件のみならず、具体的な権利行使の態様に鑑みた客観的要件が必要である。この客観的要件については、条例第5条の解釈である権利濫用の判断基準に定められており、それは判例法理を緻密に分類したものである。

会 長 運用基準の中に「実質的に同一と認められる場合を含む」を繰り返し請求する場合というのは書かれているのか。

事 務 局 アの(イ)の請求例のdにある。

会 長 確かに「本来の趣旨を著しく逸脱した請求であるかは、請求者の言動、請求

の内容及び方法その他請求の態様を総合的に勘案して判断をする」ということで、絞り込まれているかと思われる。

今回は繰り返しの請求であり、しかも補正の要請にも一切応じないという具体的なものに基づいて、請求そのものが認められない理屈を立てることができるとし、そういう理由付けが必要であるということによいか。

事務局 そのとおりである。

会長 最近、審査請求人が来庁しても総務課情報公開係で対応しているということであると、市民課の窓口では支障がないのではないかと。

事務局 総務課による窓口の対応とは別に市民課による請求内容に応じて文書を用意する、個人情報あるいは事務事業情報は黒塗りにするといったことがある。この点については市民課から説明させる。

担当課 市民課の業務は本庁舎以外に分室、連絡所でも行っており、直近何件ということになると本庁舎以外の方も集めなければならないので、その連絡、確認のために業務がストップしてしまうことがある。

会長 審査請求人以外からの請求もあり、ストップするというのは情報公開制度に付随するものであると思う。審査請求人の場合は支障が重大であるということと言えるのか。

担当課 請求が頻繁であるということと量が多いということもある。通常本人の情報であれば本人が本庁舎に来るので本庁舎で完結するものが大半であるが、全体のうちの何件という請求になると分室、連絡所に確認しなければならないので、時間が掛かってしまう。

委員 権利濫用を市民目線から見ると、審査請求人は何を目的としているのか。情報公開請求等の背景が気になった。職員に対してつらい思いをさせていて、ひいては市民に対する不利益になることであると思う。

何か手立てがないのかと思ったときに、権利濫用の判断基準に則って考えると基準に当てはまっているのが分かり、判例でも数だけではないとしている。やはり権利濫用と結論付けてよいのではないかとと思う。

(担当課退席)

会長 本件には権利濫用法理が厳格審査基準を当てはめたとしても適用できるということで、請求は認めないという結論を出すということによいか。

事務局で作成した答申案を送ってもらい、第3回審査会で議論すべきであるという意見がなければ、持ち回り審議で答申とするということによいか。

【全員了承】

② 行政文書非公開決定に対する審査請求について（継続審議）No.194 案件

【街づくり計画部 街づくり推進課】

（答申案について事務局から説明）

- 委員 総会と清算人会はどういう位置付けになるのか。
- 事務局 総会と清算人会は別である。会社で例えると総会は株主総会、清算人会は取締役会、別の機関である。株主であっても取締役会で発言することはできない。そういった位置付けである。
- 委員 大和市は総会の構成員であることは間違いないのか。
- 事務局 間違いない。
- 委員 総会の構成員であれば総会での意思決定に反映させることができるのか。
- 事務局 全体的な意見についてはできるが、個別具体的な財産処分については清算人会でしかできない。都市再開発法で規定されている。
- 会長 審査請求人の主張の要旨に「大和市は総会の構成員であるところ議案に対する意思表示をできる」とあるが、一般論で言えばそのとおりである。しかし、議案というのは清算人会で決める個別の財産処分に関するものではないということであると、この議案はどういうものか。
- 事務局 組合解散に関する決議といったものである。
- 会長 解散する前提として財産をどう処分するのかといった情報も総会に出てくるのではないか。
- 事務局 総会では決議しない。財産処分の権限はあくまでも清算人会であるというのが都市再開発法の規定である。
- 会長 その辺りのことはきちんと答申で説明したほうがよいのではないか。
- 事務局 総会と清算人会との性格の違い、役割の違いを整理して一文を付け加える。
- 委員 総会で諮られると思っていた。審査請求人も総会の議決を見れば分かるので引き下がるのではないかと思っていた。
- 会長 「第2 当事者の主張」の「2 実施機関の主張の要旨」で「大和市職員が清算人会に出席したのは、議事運営に当たり清算人より出席の要請を受けたから」ということであり、説明する側はこれで十分に分かるであろうということであるかと思うが、審査請求人からすると単なる総会の構成員である市に清算人会にまで出席を求めているということは、それなりの意思表示をすることまで求めていたのではないかと考えてしまう。
- しかし、前回審査会で説明されたようにアドバイスをするという立場に過ぎないのであって、財産処分をどうするのか意思表示するのではないので、それ

に対する市の内部での準備の文書などはないということであった。そこが分かるように書いたほうがよいのではないか。

事務局 「実施機関の主張の要旨」に書き加える。

会長 清算人会に市の職員が出席したからといっても、技術的アドバイスにとどまるのであって、処分に関する意思表示をすることまでは求められていなかったと理解した。それを書き込むようにしたほうがよい。

委員 加えて法的根拠についても、個別の議案について、特に財産処分に関する議案についての意思表示に関する都市再開発法の規定も加えたほうがよい。

委員 審査請求人が清算人会における結論をどうしても見たいという趣旨であると思うが、見ることはできないのか。

事務局 清算人会の議事録については、情報公開請求されれば公開される。

会長 審査請求人が市の意思決定過程の文書を公開せよと請求する場合、話し合いの場でそういう文書は見つからないかもしれないが、清算人会の議事録であれば見ることができるとアドバイスしないのか。

事務局 清算人会の議事録については、既に情報公開請求されている。

会長 それではこの文案に先ほどの趣旨を明確にする文面を付け加えて、最終文案を会長が確認の上、決定して答申するということがよいか。

【全員了承】

③ 行政文書非公開決定に対する審査請求について（諮問）No.195 案件

【街づくり計画部 街づくり推進課】

【以下、大和市情報公開条例第27条に基づき非公開】

担当課から審査請求の概要、経緯を審査会に説明し、委員との間で質疑応答があった。

（継続審議）

以上